

伊勢國山田町

第一古。古五號

神都教會本部

神都
教會
永代日參大三神樂會貞名簿

會員結集名簿取扱心得

一本名簿より記名を求むる前に結集掛は本會の主旨を説示し寄附勧募の所爲に非ざることを表明せらるべし

一本名簿は入會申込の名簿に付加入者の住所姓名記入の上調印を要するものとす

但寄寓者は現住の場所をも併記せらるべし

一本名簿は結集世話掛に預り置き加盟人を本部へ報告あるべし

一本名簿は永世本部に保存する者ふ付世話掛を悉皆記帳済の上は本部へ返還せらるべし

一員より納附する會費一人會后二ヶ月以内とす

但し結集掛の見込を以て延納或は分納するも妨げなし此場合に於ては豫め期日を定め申告すべきものとす

一會費送金受取人は神都教會本部出納課へ宛るものとす

一郵便爲換は(伊勢山田郵便局)銀行爲換は(山田銀行、百五銀行山田支店)とす

一爲換証封入手紙は凡て書留郵便たるべし

一通信料及爲換料は會費送金の際差引にせらるべし

緒言

恭んを伊勢兩
比御宇大和國
芝縫比邑より天照皇大御神を伊勢比五十鈴比川乞に齋奉
り其后せ一代伊勢山田に迎奉りた言卷も裏けれども天照皇大御神は曰比大神にま志
雄略帝室比御宇丹波國比治比真奈井原より豐受大御神を
ま志て而も御帝室比御大祖宇崇祭努及るる大官豊受大御神は五穀及
び蠶蟻を端ヤミ山海比も比を掌セリ玉ふ大神比大宮に志て天下に在るヤ
皇陛下は每歲三度比大祭ごすに勅使を兩皇大神比御恩澤を蒙比ざるも比志恐多くも我天
典を擧げを努玉ひ以て誠神比聖慮を表明太玉ふ己に世々比臣民が仰れ畏
み奉る所より况んや苟も我帝國臣民たるもの比譲る一曰も此大義を疎に至る
志て可否疑んや然りや雖も戸々各セ其職とする所に齋讃ヤ志或は遠路比
為免に自足拜禮比志を察す能はず暗セ比中に誠神比義を闕如するに至る
嗚呼其罪や大ふり故に本會ハ天照皇大御神比御孫銓速曰命比聖教を天
下に擴張比為明治セ七年十月十九日内務大臣子爵野村靖厥比認可勢足れ
たる神理比教則に準津志周く同志を募り誠神君比為免特に毎月兩
宮へ代拜を勤名會員比名義を以て毎年新一月一日舊正月十五日新十月十六日比三
面に皇大神宮御神樂殿に於て定例大士御神樂を奏行志以て神恩報謝比一助
民情和親比實を揚げんやす冀くハ同感比詣彦續セ加盟店申込の足んことを

神都教會會長

從三位 淸岡長延

神都教會名譽有功會員

貴族院議員
麝香間祇候

從二位 勳三等伯爵

壬生基修

貴族院議員
華族會館分局長

從二位 伯爵

油小路隆董

從三位

子爵

久世通章

從四位

子爵

東坊城德長

正五位

子爵

六角玄通

◎ 教憲

第一條 敬神愛國の旨を體すべき事
第二條 天理人道を明にすべき事
第三條 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

教 誠

規 定

一 神の心にそむくことなかれ
一 政令にそむくことなかれ
一 世は大なる一家なることを忘ることなかれ
一 人は怒るとも己れは怒ることなかれ
一 教の答人となるなれ
一 祖恩を忘ることなかれ
一 祸を避け病の癒る厚き神恩を忘ることなかれ
一 己の身の分限をわざることなかれ
一 家業を忘ることなかれ
一 邪教を信することなかれ

第壹條

本會ハ皇祖皇宗ノ懿訓 皇上ノ詔勅ヲ奉體シ 天孫饒速日命ノ遺教ヲ擴伸スルヲ旨トス

第貳條

本會ハ永久 雨皇大神宮へ日參代拜ヲナシ毎年新曆二月一日舊曆正月十五日新曆十月十六日ノ三四 皇大神宮御神樂殿ニ於テ

大々御神樂ヲ奏進シ會員及陸海軍人ノ安全、五穀豐熟、商工業、養蠶、漁業等繁榮満足ノ祈禱ヲ修ス

第叁條

本會ハ入會セントスルモノハ第一條ニ掲載スル主眼ニ乖反セサルコトナキハ勿論本教育ノ体面ヲ汚辱セサルコトナキ等ヲ

誓ヒ結集簿ニ住所姓名ヲ記シ捺印スベシ

結集簿ハ紙數滿載ノ上ハ合綴シ永久之ヲ保存スルモノトス

第四條

本會員ヲ四種ニ分チ名譽有功會員、名譽會員、特別會員、通常會員トス

名譽有功會員ハ本教會エ對シ特殊ナル功勞ヲ與ヘシモノニ限り會長之ヲ推薦ス

名譽會員、特別會員、通常會員ハ第五條ニ規定スル納金ノ種別ニ依ルモノトス

第五條

本會員ハ一度限り左ノ會費ヲ納附スルモノトス

第六條

但名譽會員、特別會員ノ爲メ日參代拜ヲナシ通常會員ノ爲メニ月參代拜ヲナスモノトス

通 常 會 員 ハ 金 五 圓 以 上

特 別 會 員 ハ 金 壹 圓 以 上

第七條

但名譽會員、特別會員ノ爲メ日參代拜ヲナシ通常會員ノ爲メニ月參代拜ヲナスモノトス

第八條

一大々御神樂一万度祈禱大麻 一御神饌 一御神號（以上入會當時ニ限ル）

第九條

一大々御神樂一万度祈禱大麻 一御神饌 一御神號（以上入會當時ニ限ル）

一大々御神樂祈禱大麻 一略本層（以上永久毎年々末）

一大々御神樂祈禱大麻 二御神饌 一御神號金「兩宮」見御其外名所古跡案内 一農業館、微古館賀日館紀覽券（以上參拜當時ニ限ル）

第七條 特別會員ニ對スル交附品及待遇ハ左ノ如シ

一會員証及徽章 一大々御神樂一万度祈禱大麻 一御神饌

一大々御神樂祈禱大麻（永久毎年々末）

一大々御神樂祈禱大麻 一御神饌 一兩宮案内

第八條 通常會員ニ對スル交附品及待遇左ノ如シ

一大々御神樂祈禱大麻 一御神饌 一兩宮案内 一農業館紀覽券（以上參拜當時ニ限ル）

一大々御神樂祈禱大麻 一御神饌

一大々御神樂祈禱大麻（入會ノ翌年ヨリ五ヶ年間毎年々末）（五ヶ年間ニ限ルト雖ビ引継ガ大麻ノ送附フ望ムセノハ五ヶ年毎ニ相當ノ送附料ヲ納ムベシ）

一大々御神樂祈禱大麻 一御神饌 一兩宮案内（以上參拜當時ニ限ル）

第九條 本會ハ第二條規定ノ外臨時大々御神樂ヲ奉行シ會員ハ勿論陸海軍人等ノ安寧福祉ノ祈禱ヲ修スルコトアルベシ
但其部度報道ス

第拾條 大々御神樂奏進ノ當日參拜ノ會員ハ宮中御神樂殿ニ導キ大々御神樂ヲ奉拜シ御神酒ヲ拜獻スルナ得

第拾壹條 會員參拜ノ節ハ必ス會員証ヲ携帶シ本教會ニ於テ指定ノ參拜所ニ到着シ教會本部へ通告スベシ

第拾貳條 本會員ハ永久持續スルモノニ依リ死亡繼承改姓名轉住等ノ節ハ本教會エ申告シ會員証ノ更正等ヲ請求スベシ

明治三十五年四月十九日改正增補

伊勢國山田町
神都教會本部



| 明治
年
月
日 | 會員 |
|-----------------------------|----|-----------------------------|----|-----------------------------|----|-----------------------------|----|-----------------------------|----|
| 縣
國
郡
村
町
大字 | |

神都基督教會本部

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

會員

明治

年

月

日

縣

國

郡

村町
大字

會員

縣

國

郡

村町
大字

會員

縣

國

郡

村町
大字

會員

縣

國

郡

村町
大字

（此欄為備註欄，請勿填寫）

